

中核市移行に向けた支援を求める要望

平成28年5月
全国施行時特例市市長会

中核市移行に向けた支援を求める要望

施行時特例市各市は、これまで住民に最も身近な基礎自治体として、また、地域の中心的都市として、その役割を担ってきた。平成27年4月の中核市指定要件の緩和及び特例市制度の廃止を含む改正地方自治法施行を受け、施行時特例市は、中核市への移行に関する検討や具体的な取組を進めている。

このような検討、取組を進める中で、多くの市にとって中核市への移譲事務に係る人的・財政的な負担や移行による府県・周辺市町との関係の変化等が大きな課題となっている。

そこで、中核市移行できる各市が、躊躇することなく、中核市への移行を選択し、移譲される多くの権限を最大限に活用できるよう、また、都市の自主性、自立性を高め、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供できるよう、次の6点について要望する。

1 標準的な行政サービスの提供に必要な地方交付税の総額確保と安定的な税財源の移譲等の財政支援を講ずること

地方自治法の一部改正により、中核市の指定要件が緩和されたことで、施行時特例市各市にとっては、より自主的・自立的な行政運営を目指すことのできる体制が整ったところではあるが、従来の中核市（人口30万以上の都市）と人口20万以上の都市では、普通交付税の算定基礎となる人口規模はもとより事業所税の課税権等の税財源の違いがある。地方交付税の総額については、国の財政健全化や、国の政策目的を達成するための手段として用いるような削減または調整は行わず、地方財政計画において今後増加することが想定される中核市などの都市自治体の財政需要や地方税などの収入を的確に見込み、標準的な行政サービスの提供に必要な額を確保するとともに、税財源等の移譲も含めた財政措置を講ずること。

2 中核市移行に伴うイニシャルコストに対する財政支援を講ずること

中核市移行後の職員の人件費や事務経費等のランニングコストの増加については普通交付税で財源措置されているが、保健所の設置や各種業務システムの整備など、中核市へ移行する際に必要なイニシャルコストは、十分な財源措置がされているとは言い難い。中核市移行に必要なイニシャルコストについては、保健所設置に伴う施設整備費や新たな職員採用による人件費負担の増加、各種業務システムの整備など、複数年度にわたり多額の経費負担が生じるにもかかわらず、十分な財源措置が講じられていない。

については、中核市移行に必要な経費に対し、特別交付税による措置の充実や補助金等の創設など適切な財政支援を講ずること。

3 移譲事務の効率的・効果的な執行に向け、必要な対策を講ずること

中核市への移譲事務には、保健所における高度な検査業務や動物愛護に関する事務など広域的に対応する方が効率的・効果的な事務も少なくないため、府県との連携による対応が可能となるよう必要な対策を講ずること。

4 保健所の所管区域の見直しに関して問題の解決に取り組むこと

保健所の所管区域は医療法や介護保険法に規定する区域を参酌し設定されており、複数の市町村をその所管区域として設定されていることが多い。しかしながら、市町村合併の進展や中核市に移行し保健所を設置する市の増加に伴い、保健所所管区域が不規則になるエリア、いわゆる「飛び地」や「虫食い」の問題が発生している。現在、中核市移行の検討や準備を進めている市にあっても、当該市を含む複数の市町村を所管区域として設定されているケースが多く、中核市移行に伴う保健所設置に関して、同様の問題が全国で発生し、効率的な保健衛生行政に支障が生ずることが懸念される。

「飛び地」や「虫食い」問題に伴う保健所所管区域の見直しは、中核市への移行を目指す市単独では解決できないことから、府県及び関係市町村が所管区域の見直しに関する課題を共有できる仕組みを整備するとともに、保健衛生行政全般における課題として、その解決に向けて対策を講ずること。

5 専門職の確保について対策を講ずること

保健所の設置に際し必要となる専門職について、全国的にその確保が困難な状況である。とりわけ公衆衛生を担当する医師の不足は顕著であり大きな課題となっている。中核市に移行しようとする各市が円滑に保健所を開設し、保健衛生業務に支障なく運営が行えるよう、保健所長の資格要件を満たす医師の確保、養成等のための対策を講ずること。

6 三大都市圏における連携中枢都市の要件を緩和し、広く圏域の中心市が活用できる連携中枢都市圏に対する支援策を強化すること

連携中枢都市圏構想において三大都市圏内に所在する中核市は基本的に対象外とされているが、三大都市圏における高齢者人口の伸び率は、その他の地域を大きく上回り、高齢化への対応や社会資本老朽化への対応等は切実な課題となっている。

については、このような課題の解決に向け三大都市圏内に所在する中核市においても地域の中心市として近隣市町村と連携して取組を進めることができるよう、連携中枢都市の要件緩和を図り、三大都市圏内の中核市も連携中枢都市圏構想の対象とするとともに、連携中枢都市圏に対する支援策のさらなる充実・強化を図ること。

平成28年5月19日

全国施行時特例市市長会